過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
外務省		
	政府開発援助の実施状況について （令和5年度決算検査報告75、483ページ参照）	····· 353
	見返り資金の使用状況等について （令和6年度決算検査報告67ページ参照）	····· 355
	政府開発援助の実施状況について （令和6年度決算検査報告76、447ページ参照）	····· 356
財務省		
	戸田公園内に所在する普通財産の管理等について （令和5年度決算検査報告102ページ参照）	····· 357
厚生労働省		
	被保護者健康管理支援事業に係る生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の算定について （令和6年度決算検査報告194ページ参照）	····· 358
	一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収及び算定基礎調査の実施について （令和6年度決算検査報告200ページ参照）	····· 359
	自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について （令和6年度決算検査報告207ページ参照）	····· 361
農林水産省		
	独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について （令和5年度決算検査報告297ページ参照）	····· 363

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
農林水産省		
	水田活用の直接支払交付金事業において2年連続で多年生牧草を播種（はしゅ）する場合の妥当性の確認について （令和6年度決算検査報告250ページ参照）	・・・・・ 364
経済産業省		
	中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について （令和6年度決算検査報告280、471ページ参照）	・・・・・ （374ページ参照）
	一般社団法人全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について （令和6年度決算検査報告281ページ参照）	・・・・・ 365
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて （令和6年度決算検査報告290、448ページ参照）	・・・・・ （372ページ参照）
国土交通省		
	公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について （令和5年度決算検査報告393ページ参照）	・・・・・ 366
環境省		
	国立公園における公園施設の管理について （令和6年度決算検査報告360ページ参照）	・・・・・ 367
	委託業務における一般管理費の算出等について （令和6年度決算検査報告366ページ参照）	・・・・・ 369

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社		
	高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況について （令和6年度決算検査報告418ページ参照）	····· 370
独立行政法人国際協力機構		
	政府開発援助の実施状況について （令和5年度決算検査報告75、483ページ参照）	····· （353ページ参照）
	見返り資金の使用状況等について （令和6年度決算検査報告441ページ参照）	····· 371
	政府開発援助の実施状況について （令和6年度決算検査報告76、447ページ参照）	····· （356ページ参照）
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて （令和6年度決算検査報告290、448ページ参照）	····· 372
独立行政法人水資源機構		
	揚排水機場等における浸水対策について （令和6年度決算検査報告455ページ参照）	····· 373
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
	中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について （令和6年度決算検査報告280、471ページ参照）	····· 374
独立行政法人住宅金融支援機構		
	住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について （令和5年度決算検査報告518ページ参照）	····· 376

2　検査の結果

(4) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（目次は 15 ページ）

外務省、独立行政法人国際協力機構

政府開発援助の実施状況について

（令和5年度決算検査報告75、483ページ参照）

1　本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。

しかし、有償の資金供与による協力によるメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業（カンボジア王国）において、整備した光ケーブル等を利用した固定電話サービスの利用率が低調となっていること、無償の資金供与による協力（以下「無償資金協力」という。）による西部地域小水力発電所改善計画（ネパール）において、改修した小水力発電所2か所（以下「両発電所」という。）の運転実績が目標値に達しておらず基幹送配電網への同期等も行われていないこと、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）によるキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画（タンザニア連合共和国）において、女子寮等が完成していないこと、草の根無償によるンクワンクワヌア地区保健センター建設計画（ガーナ共和国）において、保健センターが完成していないことなどにより、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態、及び草の根無償によるザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業（モンゴル国）において、贈与額の一部が事業完了後も長期間滞留していた事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり意見を表示した。

ア　カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関に対して、同国内における通信需要の変化等を踏まえて、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけるとともに、当該事業における事態を踏まえて、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討すること

イ　ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めること

ウ　タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、両事業が進捗するよう事業実施機関等のみならず中央政府機関に対しても草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行うこと、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、在外公館に対して事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導すること

エ　ガーナ共和国のンクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけるなどすること、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認

識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこと

オ　モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安をガイドライン等に定めて在外公館に周知徹底するとともに、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等を適切に確認できるような体制を整備すること

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　カンボジア王国のメコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、機構において、事業実施機関等に対して、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけを行った。その結果、7年2月に当該光ケーブルの伝送容量の向上のための費用が組み込まれた事業実施機関の予算計画がカンボジア王国政府の監督官庁に承認された。また、機構は、同年4月に関係部署に対して通知を発して、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討することとした。

イ　ネパールの西部地域小水力発電所改善計画については、機構において、事業実施機関等に対して、両発電所を有効に活用できるよう基幹送配電系統への同期工事を着実に行うよう働きかけを行った。その結果、7年9月に、基幹送配電系統への同期工事が完了した。また、機構は、同年4月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施するに当たり、基幹送配電系統の拡大の状況を把握した場合、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業実施前や事業実施期間中のみならず、事業期間終了後に問題が確認された場合においても事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めることとした。

ウ　タンザニア連合共和国のキゴマ州キゴマ県ミャタゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画及びタンガ州ハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画については、外務省において、事業実施機関、中央政府機関等に対して、両事業が進捗するよう草の根無償の重要性の理解を求めることや状況改善に向けた協力を要請することなどを含め引き続き働きかけを行った。その結果、7年6月にミャタゾ中学校の女子寮が完成した。さらに、外務省において、中央政府機関等に対応の更なる加速化を強く要請した結果、中央政府機関が、通学に時間を要するなどしている生徒に安全な学習環境を提供するという事業の目的を達成するため、ニャルバンダ、ミシマ両中学校の寮及び両中学校と同じ敷地内にある高校の寮を総合的に整備する予算を措置するなどして、8年5月までにそれぞれ一部の寮が完成し、ニャルバンダ中学校の生徒が入寮するなどした。また、外務省は、7年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、学生寮の建設において両事業のような長期間進捗が見られない場合、事業進捗に向けた取組等をより一層行うよう指導した。

エ　ガーナ共和国のンクワンクワヌア地区保健センター建設計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけを行った。その結果、保健センター施設の完成に向けた工事は、7年8月までに再開されていた。また、外務省は、同年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、保健センター等の建設工事を実施する際に、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況を認識した場合、事業実施機関等に対して資金計画等を速やかに見直させるなどの働きかけを行うこととした。

オ　モンゴル国のザブハン県バヤンハイルハン郡病院改修計画等39事業については、外務省において、6年度末に、草の根無償の各事業における供与済み未使用資金の返納手続の進捗状況等

を毎年度、在外公館から外務本省へ報告させ、確認できる体制を整備するとともに、7年7月に「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」を改訂し、供与済み未使用資金の返納手続の作業期限の目安を事業完了から6か月以内と定めて、同月に在外公館に対して通知を発して周知徹底した。

外務省

見返り資金の使用状況等について

（令和6年度決算検査報告67ページ参照）

1　本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。我が国と援助の相手となる開発途上国の政府（以下「相手国政府」という。）との二国間における無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援）（平成17年度以前は無償資金協力（食糧増産援助））及びノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）において、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金（以下「見返り資金(注)」という。）を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。相手国政府は、所定の積立期限（我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文締結後2年等）までに、事業ごとに開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、交換公文に基づく積立義務額以上の金額を積み立てることとなっている。また、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、在外公館に対して見返り資金の使用に係る協議（以下「使途協議」という。）を行うこととされ、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外公館は、申請内容を確認等した上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。そして、外務省が定めた「食糧援助（ＫＲ）にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」、「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る見返り資金制度の運用に関するガイドライン」（以下、これらを合わせて「ガイドライン」という。）等によれば、在外公館は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

しかし、令和6年度末時点において残高のある7か国31事業の見返り資金は、積立期限後5年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後20年以上が経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣に対して7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　ガイドラインを改訂するなどして、在外公館が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外公館に周知徹底すること

イ　外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について、適時適切に把握する体制を整備するとともに、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外公館に対して指示することとすること

（注）　外務本省は、令和８年４月に見返り資金の呼称を「カウンターパートファンド」に変更した。

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　外務本省は、8年4月にガイドラインを改訂して、在外公館が相手国政府のカウンターパート

ファンドの残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がないカウンターパートファンドを把握した場合は、相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう明確に定めて、同月に在外公館に対して通知を発して周知徹底した。

イ　外務本省は、無償資金協力に係る情報を集約し一元管理するためのシステムを構築し、8年4月に稼働させて、在外公館が行うカウンターパートファンドの残高、使用状況等の確認の状況について、適時適切に把握する体制を整備するとともに、改訂したアのガイドラインに基づき毎年在外公館に対して通知を発して、当該通知により相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう指示することとした。

外務省、独立行政法人国際協力機構

政府開発援助の実施状況について

（令和6年度決算検査報告76、447ページ参照）

1　本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。

しかし、有償資金協力によるベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）のオモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業（以下「1号機等建設事業」という。）並びにオモン火力発電所2号機建設事業（以下「2号機建設事業」という。）において、建設された火力発電所の年間送電端電力量（発電所から送電される電力量）の実績が目標値を大幅に下回っていて本来の発電能力が十分に活用されていないこと、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）によるアルメニア共和国（以下「アルメニア」という。）の地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画において、医療機材を搭載し国際基準を満たした救急車両（以下、救急車両及び搭載した医療機材を合わせて「救急車両等」という。）が地雷除去活動等において十分に活用されていないことにより、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　ベトナムの1号機等建設事業及び2号機建設事業における事態を踏まえて、今後、機構において、有償資金協力等によって火力発電所建設事業を実施するに当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、燃料が供給されないことなどにより本来の発電能力が十分に発揮できないまま長期間が経過することがないよう、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、当該別の事業に係る実施時期の見込みなどの実現可能性について検証を十分に行い、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うこと

イ　アルメニアの地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画における事態を踏まえて、今後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、相手国政府等からの案件の受注等を前提とした活動のために救急車両等の機材を供与する場合、贈与契約前の申請時の審査において、事業実施機関が計画された活動を単独で持続的かつ確実に実施できる状況にあるか、また、そのための体制及び財源を有しているかなどの事業実施能力や維持管理体制等を十分に確認することについて、在外公館に周知徹底すること

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　ベトナムの1号機等建設事業及び2号機建設事業における事態を踏まえて、機構において、7年11月に有償資金協力等に関する業務を担当する在外事務所等に対して通知を発するなどして、今後、有償資金協力等によって火力発電所建設事業を実施するに当たり、燃料の供給等について別の事業からの影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、当該別の事業に係る実施時期の見込みなどの実現可能性について検証を十分に行い、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うこととした。

イ　アルメニアの地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画における事態を踏まえて、外務省において、8年4月に草の根無償を担当する在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たり、相手国政府等からの案件の受注等を前提とした活動のために救急車両等の機材を供与する場合、贈与契約前の申請時の審査において、事業実施機関が計画された活動を単独で持続的かつ確実に実施できる状況にあるか、また、そのための体制及び財源を有しているかなどの事業実施能力、維持管理体制等を十分に確認することとした。

財務省

戸田公園内に所在する普通財産の管理等について

（令和5年度決算検査報告102ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置

国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「国財法」という。）によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、目的等に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないとされており、普通財産について、当該財産の有効な利用を図るために特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託すること（以下「管理委託」という。）ができるとされている。関東財務局は、昭和40年及び41年に普通財産として引き継がれた埼玉県営の戸田公園内に所在する土地6件計22,360.52㎡（以下「本件国有地」という。）等について、41年7月に、「貸付契約締結までの間」として、管理委託を依頼する文書を埼玉県に発出し、「民法上の準委任契約」である管理委託を開始していた。そして、同財務局は、本件国有地等に営利行為であるモータボート競走の開催区域に含まれる国有地等があることから、同年10月に当該国有地等部分については有償での貸付契約に移行する方針を決定していた。

しかし、同財務局は、本件国有地等について、国財法等に基づかない「民法上の準委任契約」による管理委託を長期間継続して、処分等を行わないまま実質的に本件国有地等を無償で使用させ、その間、本件国有地において、撤去が容易でない大型設備等の設置や第三者による所有権保存登記が行われていたのに、これらに対して国有地を良好な状態で維持、管理等するために必要な措置を執っていないままとなっているなど適切な管理及び処分が行われていない事態が見受けられた（以下、本件国有地のうち第三者による所有権保存登記が行われていた部分を「第三者名義部分」という。）。

したがって、関東財務局において、本件国有地等について、埼玉県等の関係者と調整を行った上で速やかに貸付契約に移行することなどにより、国財法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう、関東財務局長に対して令和6年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2　当局が講じた処置

本院は、関東財務局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、関東財務局は、本院指摘の趣旨に沿い、埼玉県等の関係者と調整を行い、貸付契約への移行等に必要な測量等の手続を行った上で、8年4月までに、本件国有地等のうち、第三者名義部分については当該第三者である戸田市に対して訴訟により所有権移転登記手続を請求するのに必要な手続を行い、また、第三者名義部分を除き、モータボート競走で使用されている部分

については同県と売買契約を締結するとともに、それ以外の部分については無償貸付契約を締結することなどにより、国財法等に基づく適切な管理及び処分を行う処置を講じていた。

厚生労働省

被保護者健康管理支援事業に係る生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の算定について

（令和6年度決算検査報告194ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、全ての都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村を事業主体とする被保護者健康管理支援事業（以下「健康管理支援事業」という。）を実施している。同省は、「生活保護費等の国庫負担について」（以下「交付要綱」という。）に基づき、健康管理支援事業に要する費用として事業主体が支弁した事業の実施等に係る経費に対して、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（健康管理支援事業に係る分）（以下「負担金」という。）を交付している。交付要綱等によれば、負担金の対象経費（以下「対象経費」という。）は、事業主体が健康管理支援事業を実施するために必要な経費であり、事業主体が非常勤保健師等を雇用するなどするために必要な経費（人件費、事務費等）や、生活保護版レセプト管理システムに追加して利用することができる健康管理支援サービスに関する機能（以下「オプション」という。）に係る月額利用料（以下「オプション利用料」という。）等とされている。また、健康管理支援事業以外の用途にも使用する共通的な経費は、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して適切に算出することとされているが、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法等については示されていない。一方、同省は、人件費及び委託費は共通的な経費に該当するとしており、健康管理支援事業に係る業務とそれ以外の業務とを兼務する者（以下「兼務者」という。）の人件費については、健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等に基づいて、また、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、請求金額の業務別の内訳等（以下「請求内訳等」という。）に基づいて、対象経費を算出する必要があるとしている。

しかし、20 事業主体において、オプションを健康管理支援事業に利用していないのに、オプション利用料を対象経費として計上していて、負担金が過大に精算されている事態、並びに 26 事業主体において、兼務者の人件費及び委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費に係る対象経費が適切に算出されていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和 7 年 10 月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア　健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料を対象経費として計上していた 20 事業主体に対して、過大に精算されていたオプション利用料に係る負担金について返還の手続を速やかに行わせること（会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　事業主体に対して、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は対象経費とはならないこと、及びオプション利用料を対象経費に計上する際にはオプションを健康管理支援事業に利用していることを確認した上で計上するよう周知徹底すること（同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　事業主体に対して、兼務者の人件費や、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があること、及び健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料や請求内訳等が確認できる資料に基づき、健康管理支援事業に係る経費のみを案分して算出する具体的な方法について周知すること（同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

エ　事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）の審査を行う際に、人件費、委託費及びオプション利用料について、対象経費が適切に算出されているかを確認することができるよう、実績報告書の様式を改正するなどした上で具体的な確認方法を定めること、及び都道府県に対してこれを周知すること（同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8 年 4 月までに、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料を対象経費として計上していた 20 事業主体に、過大に精算されていた負担金を返還させた。

イ　8 年 3 月に事業主体に対して事務連絡を発するなどして、健康管理支援事業に利用していないオプションに係るオプション利用料は対象経費とはならないこと、及びオプション利用料を対象経費に計上する際にはオプションを健康管理支援事業に利用していることを確認した上で計上するよう周知徹底した。

ウ　イの事務連絡により、事業主体に対して、兼務者の人件費や、委託契約に基づき実施する業務の内容として健康管理支援事業以外の業務が含まれる委託費については、健康管理支援事業に係る経費のみを対象経費として算出する必要があること、及び健康管理支援事業に係る業務に従事した実績等が把握できる資料や請求内訳等が確認できる資料に基づき、従事した時間等に応じて案分するなど、健康管理支援事業に係る経費のみを算出する方法を周知した。

エ　イの事務連絡等により、8 年 6 月までに、実績報告書の様式を改正し、また、人件費、委託費及びオプション利用料が適切に算出されているかを確認することができるよう、実績報告書の審査の際に点検する項目及び方法を具体的に定め、都道府県に対してこれを周知した。

厚生労働省

一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収及び算定基礎調査の実施について

（令和6年度決算検査報告200ページ参照）

1　本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

厚生労働省が管掌する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者を使用する事業に原則として適用されることとなっており、建設の事業のように、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）については、原則として一つの工事現場等を一つの事業単位とすることとなっている。「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号）等によれば、二つ以上の有期事業について、それぞれの事業が一定規模以下であることなどの要件に該当する場合には一括して一つの事業とみなすこととされている（以下、一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」という。）。労災保険の保険料（以下「保険料」という。）は事業主が負担することとなっており、一括有期事業を行う事業主は、確定保険料を申告する際に、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を提出することとなっている。そして、建設の事業が数次の請負によって行われる場合は、原則として、下請けの事業も含めて一つの事業とみなして、元請負人のみを当該事業の事業主（以下、元請負人である事業主を「元請事業主」といい、元請事業主が行う工事を「元請工事」という。）とし、元請事業主が保険料を申告し、納付することとなっている。また、建設の事業を行う事業主は、労働者を事務所等での作業や自社倉庫等での整理整頓等の作業（以下「事務所等作業」という。）に従事させている場合、事務所等作業については、有期事業に該当しない事業（以下「継続事業」という。）として保険関係の成立の届出を行い、継続事業に係る保険料を申告し、納付することとなる。さらに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、厚生労働本省が労働局に対して通知したマニュアル等に定められている選定

基準に基づき、対象となる事業主を選定して、適正な保険料の額の確認のために事業主の事務所等に立ち入るなどして帳簿書類等の調査（以下「算定基礎調査」という。）を行っている。

しかし、事業主において元請事業主として元請工事を申告する必要性や、全ての元請工事を一括有期事業報告書に記載する必要があることについての理解が十分でなく、一括有期事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態、労働局において誤った取扱いの周知等をしていて、継続事業に係る確定保険料の徴収額が不足している事態、及び厚生労働本省において一括有期事業の保険料の算定基礎調査の対象とする事業主の選定に当たり、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和7年9月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

ア　事業主に対して、一括有期事業に係る保険料について、元請事業主として元請工事の申告を行う必要があること、また、賃金総額を算定する際には、概算保険料を納付した年度内に終了した元請工事を全て一括有期事業報告書に記載する必要があることなどの留意事項を周知徹底すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

イ　労働局に対して、工事現場等で行われる建設の事業と事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合を含めて、事務所等作業に従事している労働者がいる場合は、継続事業の保険関係の成立の届出を行い、事務所等作業に従事する労働者の賃金総額を算定して、保険料を適切に申告する必要があることなどについて指示及び指導を行うとともに、事業主に対しても周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法を検討し、マニュアル等で示すなどの算定基礎調査を着実に実施するための体制整備を図ること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8年5月までに、一括有期事業に係る保険料について、元請事業主として元請工事の申告を行う必要があること、また、賃金総額を算定する際には、概算保険料を納付した年度内に終了した元請工事を全て一括有期事業報告書に記載する必要があることなどの留意事項をまとめたリーフレットを作成して、厚生労働省のウェブサイトで公表するとともに、労働保険の保険料の申告書等を郵送する際に同封するなどして、事業主に対して周知徹底した。

イ　8年5月までに、労働局に対して通達を発するなどして、工事現場等で行われる建設の事業と事務所等作業の両方に従事する労働者がいる場合を含めて、事務所等作業に従事している労働者がいる場合は、継続事業の保険関係の成立の届出を行い、事務所等作業に従事する労働者の賃金総額を算定して、保険料を適切に申告する必要があることなどについて指示及び指導を行った。また、同月までに、アのリーフレットに上記の内容も記載し、厚生労働省のウェブサイトで公表するとともに、労働保険の保険料の申告書等を郵送する際に同封するなどして、事業主に対して周知徹底した。

ウ　8年2月までに、厚生労働本省において、一括有期事業の保険料の算定基礎調査の対象とする事業主の選定方法として、確定保険料のデータと保険給付のデータとを突合するなどの方法について検討し、毎年度労働局に対して発している労働保険料の徴収業務に関する通達において、検討の結果採用した選定方法及び当該方法に基づき選定した事業主について労働局が算定基礎調査を実施することを示すなどして、算定基礎調査を着実に実施するための体制を整備した。

厚生労働省

自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について

（令和6年度決算検査報告207ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

自立支援医療制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害者及び障害児の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療（以下「自立支援医療」という。）について、障害者及び障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の医療費の自己負担額を軽減するために、公費により医療費を負担する公費負担医療制度である。厚生労働省は、障害者等の居住地等の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が、都道府県知事等の指定する病院、薬局等（以下、これらを「指定医療機関」という。）から自立支援医療を受けた障害者又は障害児に係る自立支援医療に要した費用（以下「自立支援医療費」という。）を障害者等に対して支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50を障害者医療費国庫負担金（以下「負担金」という。）として交付している。法等によれば、自立支援医療費の支給に当たり、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分は、その支給の対象とならないこととされている（以下、この取扱いを「併給調整」という。）。自立支援医療のうち更生医療は、人工透析療法を受ける腎臓の機能の障害等の身体障害者を対象としている。医療保険の高額療養費制度のうち特定疾病制度は、人工透析療法を受ける慢性腎不全等（以下「特定疾病」という。）に係る療養を受けた場合の医療機関ごとの同一月における自己負担の限度額（以下「特定疾病制度の自己負担限度額」という。）を超える額全額を保険者が負担するものである。特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者（以下「人工透析患者」という。）は、保険者から特定疾病の認定を受けると特定疾病制度の対象者になり、さらに、市町村（以下「事業主体」という。）から更生医療における自立支援医療費の支給認定を受けて支給認定障害者になることにより、両制度の対象者となる（以下、両制度の認定を受けた人工透析患者を「特定疾病併用者」という。）。そして、特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費（公費負担分）は、併給調整により、特定疾病制度の自己負担限度額のうち、自立支援医療制度の自己負担限度額を超える額を支給することとなる。

しかし、自立支援医療費に、医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていて、自立支援医療費が過大に支給されている事態、自立支援医療費の支給に関する業務において使用することとなる標準化システムの標準仕様書が事業主体における自立支援医療費の審査に十分に資するものとはなっていないなど特定疾病併用者に係る自立支援医療費を適正に支給するための効率的な審査ができる体制となっていない事態、特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行い、自立支援医療費が支給されている事態、及び事業主体と指定医療機関との間において、特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有することとしていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和7年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア　自立支援医療費が過大に支給されていた111事業主体に対して、過誤調整を行わせるなどすることで、過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　事業主体に対して、都道府県を通じて、

(ｱ) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこととし、適正に審査を行うよう徹底を図ること（同法第34条の規定に

より是正改善の処置を求めたもの）

(ｲ) 特定疾病併用者に対して、指定医療機関の受診の際に、自立支援医療受給者証と併せて特定疾病療養受療証も提示する必要があることなどを説明すること、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請に当たり、特定疾病の認定の有無等の確認のために特定疾病療養受療証の写しを原則として添付させること、及び特定疾病の認定を受けていない者には自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることについての継続的な周知を行うこととすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

ウ　事業主体において適正かつ効率的な審査ができるような体制を整備するよう、標準化システムの標準仕様書の機能要件に自立支援医療費の点検項目を追加するなどすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

エ　指定医療機関が自立支援医療費を適正に請求することができるよう、事業主体において、本人の同意を得た上で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を指定医療機関と共有する仕組みを構築するよう助言すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

2　当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　自立支援医療費が過大に支給されていた111事業主体のうち101事業主体については、8年7月までに、過大支給額について過誤調整を行わせるなどすることで、当該額に係る負担金について返還等の措置を講じさせた。

イ　8年1月に都道府県等に通知を発し、また毎年度開催する会議においても当該通知の内容を改めて周知することとして、事業主体に対して、

(ｱ) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこととし、事業主体において適正に審査を行うよう徹底を図った。

(ｲ) 特定疾病併用者に対して、指定医療機関の受診の際に、自立支援医療受給者証と併せて特定疾病療養受療証も提示する必要があることなどを説明すること、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請に当たっては、申請者が特定疾病の認定を受けている場合は特定疾病療養受療証の写しを必ず提出させること、及び申請者が特定疾病の認定を受けていない場合には自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることについて継続的な周知を行うこととした。

ウ　標準化システムの標準仕様書の機能要件に自立支援医療費の審査に係る点検項目を追加する改正を行うとともに、イの通知により、事業主体において、当該システムを活用して、適正かつ効率的に審査を行うことができる体制を整備するよう助言した。

エ　イの通知により、事業主体において、特定疾病併用者本人の同意を得た上で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報をあらかじめ指定医療機関に提供する方法の例を示すなどして、指定医療機関との間で上記の情報を共有する仕組みを構築するよう助言した。

一方、厚生労働省は、111事業主体のうち自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせたアの101事業主体を除く残りの10事業主体に対して、引き続き、過大に支給されていた自立支援医療費について過誤調整を行わせるなどすることで、過大支給額に係る負担金について返還等の措置を講じさせることとしている。

農林水産省

独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について

（令和5年度決算検査報告297ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して、出資金及び交付金（以下「出資金等」という。）を交付している。そして、信用基金は、出資金等を財源として、各都道府県に所在する農業信用基金協会（以下「協会」という。）に対して長期の資金を貸し付けている（以下、当該資金を「本件貸付金」といい、本件貸付金の貸付けを「本件貸付け」という。）。協会は、農業者等が農業近代化資金等を融資機関から借り入れるに当たり、その債務等を保証している。同省は、本件貸付金を原資として代位弁済（被保証者が債務不履行に陥った場合に、協会が当該被保証者に代わって債務の弁済を行うことをいう。以下同じ。）が行われることで、協会において新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。また、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）によれば、独立行政法人は、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされており、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。そして、本院は、本件貸付金及び国の出資金等が適切な規模のものとなるよう、農林水産大臣に対して、平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した（以下、この要求を「24 年処置要求」という。）。

しかし、その後の状況について検査したところ、本件貸付金について、24 年処置要求時の状況と比較しても、本件貸付けを行う必要性は低下してきているにもかかわらず、同省において、24 年処置要求を受けて本件貸付金の規模を見直した後、その規模が引き続き見直されることなく、必要額を上回る貸付けが信用基金において行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和 6 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　本件貸付金が有効に使用されるように各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること

イ　アの結果、必要がないと認められる本件貸付金のうち、仮に更なる支援の必要が認められる協会がある場合に当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、これに相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとすること

ウ　ア及びイの本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　本件貸付金の規模の見直しを行い、本件貸付けが各協会に真に必要な額となるようにした。

イ　アの結果に基づき、7 年 1 月に、信用基金に対して通知を発して、必要がないと認められる本件貸付金に相当する出資金 218 億 7376 万円を信用基金から国庫に納付させることとした。これを受けて、信用基金は、7、8 両年度に出資金をそれぞれ 109 億 3688 万円ずつ国庫に納付することとする中期計画の変更について、7 年 3 月に農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、出資金を国庫に納付することとした。

ウ　8 年 6 月に、本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどに係る要領を定めて、信用基金に対してこれを通知して、毎年度、各協会の代位弁済の見込み、財務状況等を踏まえて本件貸

付金の規模を見直すこと、また、信用基金の中期計画の期間ごとに、直前の中期計画の期間に行った本件貸付金の規模の見直しの結果に基づいて、国の出資金等の規模を見直すことなどを実施する体制を整備した。

農林水産省

水田活用の直接支払交付金事業において2年連続で多年生牧草を播種（はしゅ）する場合の妥当性の確認について

（令和6年度決算検査報告250ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

農林水産省は、経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、水田活用の直接支払交付金（以下「水活交付金」という。）事業を実施している。水活交付金は、水田において、麦、大豆、飼料作物等の戦略作物等の対象作物を生産する農業者（以下「交付対象農業者」という。）に対して国が直接交付するものである。実施要綱によれば、交付対象農業者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）等を地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）に提出することとされている。そして、協議会は、飼料作物のうち牧草に対する助成については、播種が行われたことなどを確認するために、交付対象農業者から提出された播種記録等を確認した上で、地方農政局等に提出することとされている。飼料作物である牧草について、同省は、一般的に、生育期間がおおむね1年のものは単年生牧草、複数年に及ぶものは多年生牧草と区分されるとしている。このうち多年生牧草は、一度播種すれば5年から10年、長い場合には10年以上にわたって収穫できるものであり、適切な生産を行うことによって2年目以降も一定程度の収量が得られるとしている。また、実施要綱によれば、牧草の交付単価は、当年産において播種から収穫までを行うものに係る単価35,000円/10a（以下「播種有り単価」という。）と、播種を行わずに収穫を行うものに係る単価10,000円/10aとに区分されている。これを踏まえて、同省は、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する際に播種有り単価を適用する場合には、自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因による収量低下等の合理的な理由があること（以下「播種の妥当性」という。）について、協議会において交付申請書を確認する際等に確認すべきものとしている。

しかし、2農政局等において、実施要綱等に播種の妥当性の確認について明記されていないことなどから、協議会から相談がない場合には、播種の妥当性の確認に係る指導等は実施しておらず、協議会において、播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用している事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において交付申請書を確認する際等に播種の妥当性を確認することを実施要綱に明記すること。また、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を実施要綱等において定めること

イ　アを踏まえて、播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を協議会に対して検討して定めるよう指導するとともに、その具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととすること

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8年4月に実施要綱を改正して、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において当該交付対象農業者に対して提出を

求める資料によって播種の妥当性を確認することを明記した。また、同月に「令和8年産水田活用の直接支払交付金予算に係るＱ＆Ａ」において、自然災害又は生育不良により収量が低下することが想定される場合等にはその状況を確認できる証明書、写真等の提出を求めるなど、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を記載した。そして、地方農政局等を通じて通知を発出するなどして協議会に対してこれらを周知した。

イ　8年4月までに、同省が開催した会議等において、協議会に対して播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を検討して定めるよう指導した。また、同月までに、地方農政局等において上記の具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととした。

経済産業省

一般社団法人全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について

（令和6年度決算検査報告281ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

中小企業庁は、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱（以下「経安要綱」という。）に基づき、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）に対して経営安定関連保証等対策費補助金を交付して、連合会は、同補助金を基に経営安定関連保証等特別基金（以下「経安基金」という。）を造成している。各都道府県等に設立された信用保証協会（以下「協会」という。）は、中小企業者等が金融機関から受ける融資について債務の保証（以下「信用保証」という。）を行い、債務不履行に陥った中小企業者等に代わって金融機関に債務の弁済（以下「代位弁済」という。）を行っている。連合会は、協会が代位弁済した額の一部を協会に対して損失補償金として支払う場合に、経安基金を取り崩して出えんしている。中小企業庁は、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者等に係る経営の安定に必要な資金について特別の助成に関する措置を講ずるために、平成23年5月に、東日本大震災復興緊急保証制度（以下「震災緊急保証制度」といい、震災緊急保証制度の対象となる信用保証を「震災緊急保証」という。）を創設した。そして、震災緊急保証に係る代位弁済については、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6%を上限として、連合会は経安基金を取り崩して、協会に対して損失補償金を出えんしている（以下、経安基金のうち震災緊急保証制度に係る出えんに充てるために造成された分を「経安基金（震災緊急保証分）」という。）。経済産業省は、令和2年2月に、連合会に対して、経安基金（震災緊急保証分）の保有規模の見直しを指示して、同年3月に、連合会から経安基金（震災緊急保証分）に係る使用見込みのない額を国庫納付させている。

しかし、経安基金（震災緊急保証分）の保有規模について、岩手県、宮城県、福島県各協会以外の協会において保証承諾が極めて低調な状況が続いているにもかかわらず、2年3月の国庫納付以降、見直しが行われておらず、使用見込みが極めて低い資金が有効に活用されないままとなっている事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣に対して7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　連合会に対して、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して、経安基金（震災緊急保証分）が適切な保有規模となるよう見直しを指示するとともに、連合会における見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること

イ　経安基金（震災緊急保証分）の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、連合会における見直しの結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととすること

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　7年12月に、経安要綱に基づき連合会に対して通知を発して、経安基金（震災緊急保証分）について、使用見込みを十分に精査して、適切な保有規模となるよう見直しを指示した。そして、連合会から報告された見直しの結果を踏まえ、8年1月に、必要となる損失補償見込額を超えて保有していると認められた額203億6589万円を連合会から国庫へ納付させた。

イ　中小企業庁において、7年12月に、連合会に対して、毎年度、経安基金（震災緊急保証分）等の経安基金の区分ごとに、必要となる損失補償見込額の精査等の見直しを行うよう指示し、連合会から報告される当該見直しの結果を踏まえて、経安基金の区分ごとに保有規模の点検・検証等を行うこととした。

国土交通省

公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

（令和5年度決算検査報告393ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）等に基づき、公営住宅の建設等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されている（以下、公営住宅を整備して管理する地方公共団体を「事業主体」という。）。法によれば、国土交通大臣は、公営住宅の管理等に関し、事業主体に対して報告させ、又は職員を指定して実地検査させることができるとされている。公営住宅の入居者は、1か月当たりの収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等で定める基準（以下「入居収入基準」という。）を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。そして、同省は、高額所得者(注1)、収入超過者(注2)及び収入未申告者(注3)（以下、これらを合わせて「高額所得者等」という。）に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するよう事業主体に周知している。また、同省は、高額所得者等に対する明渡請求等の実施状況等について定期的に調査するとともに（以下、この調査を「実態調査」という。）、明渡請求等が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して明渡請求等を適切に実施するよう技術的助言等を行うこととしている。

しかし、事業主体において明渡しの促進等の措置が適切に実施されていないなどの事態、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象から除外するなどしていて、同省における実態調査及びその結果に基づく技術的助言等が必ずしも十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年1月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　事業主体に対して、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図ること。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法についても併せて周知すること

イ　明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻すこと。また、技術的助言等を行う基準等について改めて検討することとし、その際には、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討すること

（注1）　高額所得者　　公営住宅に引き続き5年以上入居していて、1か月当たりの収入が最近2年間連続して公営住宅法施行令で定める基準を超える高額の収入のある入居者

（注2）　収入超過者　　公営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある入居

者のうち高額所得者以外の者
（注3）　収入未申告者　　事業主体が収入の申告を請求したにもかかわらず、応じなかった入居者

2　当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　事業主体に対して6年4月に通知を発するとともに、同年6月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明することにより、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図った。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法について、高額所得者として認定してから明渡請求を行うまでの期間等を定めること及び他の公的資金による住宅に収入超過者が入居することができるようにあっせんする際の方針を定めることなどを示した資料を上記の通知に添付して事業主体に周知した。

イ　明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、5年度以降、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻した。また、5、6両年度に実施した実態調査において明渡しの促進等の措置を実施していないなどとしていた30事業主体に対して7年5月から6月までの間にヒアリングを実施し、その結果を踏まえて同年7月から8年7月までの間に技術的助言等を行う基準を策定するなどした。同基準においては、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言を実施した結果、おおむね6か月以内に状況が改善されない又は改善が見込まれない場合は、法の規定に基づき、当該事業主体に対して報告を求めること、及び実地検査を実施することを明記した。

環境省

国立公園における公園施設の管理について

（令和6年度決算検査報告360ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

環境省は、自然公園法（昭和32年法律第161号）等に基づき国立公園の管理等を行っており、国立公園内の国有地、公有地等に建物や工作物を設置している。国有財産法（昭和23年法律第73号）等によれば、各地方環境事務所(注1)の長は、国有財産の現状を常に把握し、管理等を適正に行わなければならないこととされており、国有財産の区分及び種目、所在、数量等を記載した台帳（以下「国有財産台帳」という。）を備えなければならないこととされている。そして、建物等については、国有財産台帳に図面を附属させなければならないこととされている一方、工作物等については、必ずしも図面を附属させることにはなっていない。地方環境事務所は、国立公園内の自らが管理する国有財産について、建物（官庁施設として管理されているものを除く。）及び工作物（以下、これらを合わせて「公園施設」という。）のうち利用者の安全等に関わる重要な公園施設（以下「重要施設」という。）を対象として、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止するなどの管理を行うために、施設の健全性等を調査した上で、点検等の具体的な実施時期等を定める個別施設計画を重要施設ごとに策定することにしている。そして、個別施設計画を策定した重要施設については、同計画に基づくなどして、重点的かつ計画的に管理を実施することにしている。地方環境事務所は、個別施設計画を策定するに当たり、重要施設を含む公園施設の数量、規模、劣化等の状況を確認するための現地調査（以下「現地調査」という。）を実施しており、その過程において、公園施設の周辺に存在する建物及び工作物のうち、設置場所等から国有財産である蓋然性が高いものが見受けられた場合には、現地調査の対象に追加して、所有者の確認等を行うことにしている。

しかし、地方環境事務所において、国有財産台帳に記載されている情報等では所在を特定することが困難となっていて、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなって

いる公園施設について、利用者の安全を確保するために必要な点検を行うなどの管理を行うことができず、特に重要施設については個別施設計画に基づく管理を行うことができないなどの状況となっている事態、並びに国有財産である蓋然性が高いのに、所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、国有財産であるのに国有財産としての管理が行われていないおそれがある状況となっている事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して令和7年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

ア　7地方環境事務所(注2)において、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなっている公園施設について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次所在を特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定すること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　環境本省において、7地方環境事務所に対して、アにより所在を特定できた公園施設のうち重要施設について、健全性等を調査した上で個別施設計画を策定するよう指示すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

ウ　3地方環境事務所(注3)において、国有財産である蓋然性が高いものの所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次国有財産であるか否かを特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載を追加し、又は記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定すること（同法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

エ　環境本省において、7地方環境事務所に対して、既存の公園施設については、重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして所在を確認するなどした上で、原則として、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示すること、及び今後設置する公園施設については、設置時に、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

（注1）　令和8年7月1日以降は地方環境局
（注2）　7地方環境事務所　　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所
（注3）　3地方環境事務所　　関東、中国四国、九州各地方環境事務所

2　当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　7地方環境事務所において、8年2月に、国有財産台帳に記載があるにもかかわらず所在が不明のままとなっている公園施設について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次所在を特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定した。

イ　環境本省において、8年2月に7地方環境事務所に対して通知を発出して、アにより所在を特定できた公園施設のうち重要施設について、健全性等を調査した上で個別施設計画を策定するよう指示した。

ウ　3地方環境事務所において、8年2月に、国有財産である蓋然性が高いものの所有者が不明のままとなっている建物及び工作物について、①重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして順次国有財産であるか否かを特定するとともに、②必要に応じて国有財産台帳の記載を追加し、又は記載内容を見直すこととして、①及び②を実施するための計画を策定した。

エ　環境本省において、8年2月に7地方環境事務所に対して通知を発出して、既存の公園施設については、重要度等を勘案した優先順位を定めるなどして所在を確認するなどした上で、原則として、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付することなどを指示するとともに、今後設置する公園施設については、設置時に、所在を容易に特定することができる図面を国有財産台帳に添付するなどするよう指示した。

環境省

委託業務における一般管理費の算出等について

（令和6年度決算検査報告366ページ参照）

1　本院が表示した意見

環境省は、法人等と委託契約を締結して調査、測定等に係る業務を実施しており、受託者が委託業務を完了したときは、受託者から委託業務精算報告書を提出させ、これを審査して、委託業務の実施に要した経費（以下「委託業務経費」という。）等を委託費として受託者に支払っている。環境省が委託業務経費の算出方法等を定めた「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、委託業務経費のうち業務費について、受託者が委託業務の一部を他者に委託するなどして行わせる業務に係る経費として、外注費及び雑役務費を計上できることになっている（以下、受託者が委託業務の一部を他者に委託するなどすることを「再委託」という。）。このうち雑役務費については、委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費として、委託業務に必要な機器のメンテナンス費等が例示されている（以下、委託業務の主たる部分に係る業務を「主たる業務」、主たる業務の実施に付随して必要となる業務を「付随業務」という。）。そして、委託業務経費のうち一般管理費については、業務費等を対象経費として、これらに所定の一般管理費率を乗ずるなどして算出することとされているが、再委託に係る経費のうち外注費については一般管理費の対象経費から除くこととされている。

しかし、環境省は、再委託に係る経費のうち、主たる業務に係る経費については外注費に計上し、付随業務に係る経費については雑役務費に計上することになるとしているのに、基本方針等において付随業務の範囲が明確に示されていない状況となっていた。そして、付随業務ではなく主たる業務に該当し、当該業務に係る経費は外注費に計上すべきであると認められるのに雑役務費に計上されていて、当該経費に係る一般管理費が計上されている事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　基本方針等において、一般管理費の対象経費である雑役務費に計上することができる経費の範囲を明確に示すこと

イ　委託業務精算報告書等の審査に当たり、アの雑役務費に計上することができる経費の範囲を踏まえて、雑役務費に該当する経費であるかを十分に確認することなどについて、委託業務精算報告書等の審査を行う部署に周知徹底すること

2　当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　8年3月に基本方針を改正するなどして、一般管理費の対象経費である雑役務費に計上することができる経費は、原則として委託業務の仕様書等に記載されている業務の実施に付随して必要となる諸業務であり、委託業務全体の目的達成や成果への影響が軽微である業務に係るものであること、かつ、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）において国が随意契約によることができるとされている金額の範囲内のものであることとするよう、その範囲を明確に示した。

イ　8年3月に委託業務精算報告書等の審査を行う部署に対して事務連絡を発出するなどして、委託業務精算報告書等の審査に当たり、アの雑役務費に計上することができる経費の範囲を踏まえて、雑役務費に該当する経費であるかを十分に確認することなどについて周知徹底した。

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況について

（令和6年度決算検査報告418ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下、これらの会社を総称して「3会社」という。）が策定している災害点検要領によれば、3会社の支社及び高速自動車国道、自動車専用道路等（以下、これらを合わせて「高速道路」という。）の管理を行う管理事務所等は、道路区域外において土石流、斜面崩壊等の発生が懸念される箇所等の高速道路に対して危険と思われる箇所（以下「道路区域外危険箇所」という。）を可能な限り選定して、危険状況、地名、当該箇所を管理する地方公共団体等（以下「管理者等」という。）を記載した道路区域外危険箇所調書を作成することとされている。そして、管理事務所等は、道路区域外危険箇所について、管理者等との間で調整を行って、管理者等により防護施設の設置等の危険防止措置が講じられるよう努めることとされている。また、3会社は、レーザプロファイラ(注)を用いた測量を実施することにより三次元点群データを取得し、そのデータを基に斜面防災に関する災害リスク分析を行うことなどを目的とした航空レーザ測量等の業務（以下「ＬＰ測量等業務」という。）を実施している。道路区域外において発生した土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりの土砂災害による高速道路への影響を防ぐには、道路区域外危険箇所の選定及び道路区域外危険箇所調書の作成を適切に行い、管理者等との間で土砂災害が発生する前に危険防止措置の実施に向けた調整を行うことが重要である。そして、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域（以下、これらを合わせて「警戒区域」という。）は土砂災害が発生するおそれがある区域であり、高速道路と重複する区域を含む警戒区域（以下「重複区域」という。）については、道路区域外危険箇所に該当する可能性があると考えられる。

しかし、3会社において、重複区域の道路区域外危険箇所に該当する箇所が道路区域外危険箇所として選定されていない事態、道路区域外危険箇所に該当するかを判定するのに資するＬＰ測量等業務の成果品が道路区域外危険箇所の選定に活用されていない事態、及び道路区域外危険箇所調書が適切に作成されていないなどしていて、道路区域外危険箇所において土砂災害が発生する前に、管理者等との間で危険防止措置の実施に向けた調整が行われていない事態が見受けられた。

したがって、3会社のそれぞれの代表取締役社長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　管理事務所等において、警戒区域を考慮するとともに、ＬＰ測量等業務の成果品を活用して詳細調査を行うなどして、改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成すること

イ　3会社の本社において、管理事務所等が管理者等との間で調整を行う際の方針を定めるとともに、当該調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、各管理事務所等が管理する高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法、管理者等との調整状況を記録して保管する方法等を定めて、これらを支社、管理事務所等に周知すること

（注）　レーザプロファイラ　　航空機等からレーザ光を地表に照射し、その反射光から地形を精密に測定する技術

2　当局が講じた処置

本院は、3会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　3会社の全ての管理事務所等において、8年6月までに、警戒区域を考慮するとともに、ＬＰ測量等業務の成果品を活用して詳細調査を行うなどして、改めて道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成した。

イ　3会社の本社において、8年3月までに、管理事務所等が管理者等との間で調整を行う際の方針

を定めるとともに、災害点検要領を改定して、当該調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、各管理事務所等が管理する高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法、管理者等との調整状況を記録して保管する方法等を定めて、これらを支社、管理事務所等に周知した。

独立行政法人国際協力機構

見返り資金の使用状況等について

（令和6年度決算検査報告441ページ参照）

1　本院が表示した意見

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）及び外務省が実施する政府開発援助のうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。我が国と援助の相手となる開発途上国の政府（以下「相手国政府」という。）との二国間における無償資金協力（食糧援助）及び無償資金協力（貧困農民支援）（平成17年度以前は無償資金協力（食糧増産援助））において、相手国政府が、贈与資金により調達した穀物、農業機械又は資機材を国内市場で売却するなどして回収した資金（以下「見返り資金(注)」という。）を経済社会開発に資する事業に使用するという見返り資金制度を利用することが可能となっている。相手国政府は、所定の積立期限（贈与契約締結後2年等）までに、事業ごとに開設した相手国政府名義の銀行口座に見返り資金として、我が国と相手国政府との間で取り交わす交換公文等に基づく積立義務額以上の金額を積み立てることとなっている。また、相手国政府は、銀行口座の見返り資金を使用する際に、機構の在外事務所等に対して見返り資金の使用に係る協議（以下「使途協議」という。）を行うこととされ、相手国政府は、見返り資金の使用に係る申請を行い、在外事務所等は、申請内容を確認等した上で、見返り資金の使用を承認することとなっている。そして、機構が定めた「食糧援助および貧困農民支援（ＪＩＣＡ実施分）にかかる見返り資金制度の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等によれば、在外事務所等は、使途協議に当たり、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等の確認を実施することとされている。

しかし、令和6年度末時点において残高のある26か国48事業の見返り資金は、積立期限後6年以上が経過していて、長期にわたり使用されておらず、中には、積立期限後10年以上経過しているものや、積立て後一度も使途協議が行われていないものが見受けられる状況となっており、見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現していない事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人国際協力機構理事長に対して7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　ガイドラインを改訂するなどして、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外事務所等に周知徹底すること

イ　機構本部において、在外事務所等が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外事務所等に対して指示することとすること

（注）　外務省が令和８年４月に見返り資金の呼称を「カウンターパートファンド」に変更したことを踏まえ、機構本部において、同年５月に「カウンターパートファンド」に呼称を変更した。

2　当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構本部は、8年5月にガイドラインを改訂して、在外事務所等が相手国政府のカウンターパ

ートファンドの残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がないカウンターパートファンドを把握した場合は、相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう明確に定めて、同月に在外事務所等に対して通知を発して周知徹底した。

イ　機構本部は、8年5月に、改訂したアのガイドラインに基づき毎年在外事務所等に対して通知を発して、在外事務所等が行うカウンターパートファンドの残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、相手国政府に対してカウンターパートファンドの早期の使用に向けた働きかけを行うよう指示することとした。

経済産業省、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて

（令和6年度決算検査報告290、448ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、平成13年度以降、基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）に基づき、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するために、鉱工業基盤技術に関する試験研究を政府等以外の者に委託するなどの業務（以下「研究業務」という。）等、及びこれらの業務に附帯する事務等を行う業務（以下「管理業務」という。）を実施している（以下、基盤技術研究円滑化法に基づいて各業務を実施する事業を「基盤促進事業」という。）。基盤促進事業については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）に基づき、他の事業と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこととなっているため、機構は、基盤技術研究促進勘定（以下「基盤促進勘定」という。）を設けて経理している。政府は、機構に対して、13年度から25年度までの間に、研究業務の財源に充てるための政府出資金及び管理業務の財源を持続的に確保するための政府出資金（以下「管理業務用政府出資金」という。）を出資しており、機構は、管理業務用政府出資金について有価証券で保有して運用している。独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）によれば、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、原則として主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）によれば、利益剰余金や保有する施設等について保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどとされている。

しかし、基盤促進勘定において、管理業務用政府出資金10億円を不要財産となることが見込まれる財産としておらず、国庫に納付することとしていない事態、及び政府からの出資又は支出に係るものではなく、毎年度の収益等から生じた資産（以下「非政府出資資産」という。）のうち不要と認められる18億5512万余円を国庫に納付していない事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　機構において、通則法に基づき、有価証券として保有している管理業務用政府出資金について、不要財産となることが見込まれる財産として、中長期計画に当該財産の処分に関する計画を定めるなどして、当該有価証券の償還期限の到来後遅滞なく国庫に納付することとすること

イ　経済産業省及び機構において、基本方針に基づき、不要と認められる非政府出資資産について、基盤促進勘定を廃止するなどの国庫に納付する方法を検討した上で、速やかに国庫に納付することとすること

2　当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、1のアについては、有価証券として保有している管理業務用政府出資金10億円のうち第5期中長期計画（5年4月から10年3月まで）の期間中の9年12月に償還期限が到来する5億円について、通則法に基づき、8年3月に同計画を変更し、当該有価証券の償還期限の到来後、不要財産となることが見込まれる財産として、速やかに国庫に納付することとする処置を講じていた。

一方、機構は、1のアの有価証券として保有している管理業務用政府出資金10億円のうち第6期中長期計画（10年4月から15年3月まで）の期間中の11年9月に償還期限が到来する残りの5億円について、当該有価証券の償還期限の到来後遅滞なく国庫に納付すべく、通則法に基づき、同計画に財産処分に関する計画を定めることとしている。また、1のイについては、経済産業省及び機構は、基本方針に基づき、不要と認められる非政府出資資産について、引き続き、関係省庁と調整の上で、第5期中長期計画の期間中にめどをつけるべく国庫に納付する方法を検討することとしている。

独立行政法人水資源機構

揚排水機場等における浸水対策について

（令和6年度決算検査報告455ページ参照）

1　本院が表示した意見

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）等に基づき、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るために、水資源開発施設等の新築、改築又は更新（以下「改築等」という。）や、維持、修繕その他の管理（以下「維持管理等」という。）を行っている。水資源開発施設等には、河川等の水を汲み上げる揚水機場、内水等を排水する排水機場、揚水機場と排水機場の両方の機能を備えた揚排水機場等（以下、これらを合わせて「揚排水機場等」という。）がある。揚排水機場等の改築等及び維持管理等は、機構本社が定めた規程等に基づき、総合管理所等が実施している。そして、総合管理所等は、揚排水機場等に、主ポンプ設備及び主ポンプ駆動設備（以下、これらを合わせて「ポンプ設備」という。）並びにポンプ設備等の稼働に必要な電力を供給する受変電設備及び停電時に電力を供給する予備発電設備等の非常用電源設備（以下、これらを合わせて「電源設備」という。）を設置している。

しかし、ハザードマップにおいて洪水等による浸水のおそれがあるとされている区域に所在する揚排水機場等において、ポンプ設備及び電源設備が想定される浸水の高さより低い位置に設置されているのに浸水対策が実施されておらず、浸水対策を今後実施することに関して具体的な検討が行われていない事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人水資源機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　各揚排水機場等が洪水等により浸水した場合の影響等についての調査を総合管理所に実施させて、その結果を報告させること

イ　想定される浸水被害、利水者に与える影響の程度、応急復旧の難易度等を踏まえた浸水対策の必要性及び優先度の判断基準、設置場所等に応じた具体的な浸水対策の参考例等を記載した指針を策定して総合管理所に通知すること

ウ　イの指針に基づき、改築等に係る工事を実施中の揚排水機場等も含めて、各揚排水機場等において浸水対策を順次実施していくための浸水対策計画を期限を定めて総合管理所に策定させること

2　当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構本社は、7年10月に、総合管理所等に全ての揚排水機場等に関して洪水等により浸水した場合の影響等について調査を実施させて、その結果を報告させた。

イ　機構本社は、8年6月に、想定される浸水被害、利水者に与える影響の程度、応急復旧の難易度等を踏まえた浸水対策の必要性及び優先度の判断基準、設置場所等に応じた具体的な浸水対策の参考例等を記載内容とする浸水対策に係る指針を策定して、総合管理所等に通知した。

一方、機構本社は、イの指針に基づき、改築等に係る工事を実施中の揚排水機場等も含めて、各揚排水機場等において浸水対策を順次実施していくための具体的な計画を9年3月までに総合管理所に策定させる予定としている。

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について

（令和6年度決算検査報告280、471ページ参照）

1　本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を通じて規模の拡大等の事業（以下「再構築事業」という。）を行う中小企業者等（以下「事業主体」という。）に対して、補助金（以下「事業再構築補助金」という。）を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業（以下「再構築支援事業」という。）を実施している。経済産業省及び中小企業庁が定めた事業再構築指針において、事業再構築の類型に該当するための要件として、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること」などが定められている。また、「中小企業等事業再構築促進補助金（新市場進出）交付規程」（以下「交付規程」という。）等によれば、事業主体は、原則として、再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産については、再構築事業完了後においても、事業再構築補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならないこととされている。そして、当該財産のうち取得価格等が単価50万円以上の機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）について、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反する使用（以下「目的外使用」という。）、譲渡、貸付け、廃棄等（以下、これらを合わせて「処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ機構に承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととされている。さらに、事業主体は、処分制限財産を処分制限期間内に処分した場合、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を機構に納付（以下「残存簿価分等納付」という。）することなどとされている。上記について、中小企業庁及び機構は、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築（以下「計画新規事業」という。）にのみ使用される必要があるとしている。また、再構築事業を実施する前から事業主体が実施していた既存の事業や計画新規事業とは別の新規事業（以下、これらを合わせて「既存事業等」という。）に処分制限財産を使用する場合には、原則として目的外使用に当たるとしている。

機構は、交付規程等に基づき、事業主体に、再構築事業の完了の日の属する当該事業主体の決算年度の終了後を初回として、以降5年間、当該事業主体の決算年度が終了する度に、直近1年間の事業再構築の事業化の状況等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」（以下「事業化状況等報告書」という。）を提出させることとしている。中小企業庁は、再構築支援事業の事業効果について、事業化状況等報告書における報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施しており、今後も継続的に効果検証を行い、その結果を毎年度公表するとしている。

しかし、機構において、経済社会情勢の変化により事業計画書の内容が必ずしも現状に適合しなくなったなどの結果、計画新規事業が必ずしも利益の確保につながらないなどの状況があることを踏まえると処分制限財産の既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況において、処分制限財産の使用状況を十分に把握していない事態、及び事業主体の事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況として、既存事業等も含めた売上額が計上されているなど適切に報告されておらず、中小企業庁において再構築支援事業の事業効果を正確に分析できないおそれがある事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること

イ　機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと

ウ　中小企業庁において、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構は、8年7月までに、再構築支援事業に係るウェブサイトに処分制限財産に係る特設ページを開設するなどして、事業主体に対して、補助事業により取得した処分制限財産は原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知した。また、機構は、同年4月に、目的外使用等が生じている場合に、処分制限財産の使用状況に応じて是正又は残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、目的外使用等に係る判断基準等を整理して明確化した運用基準を策定するとともに、同年6月に、事業主体が事業化状況等報告書の提出等を行うためのシステムに処分制限財産の使用状況を報告させる機能を追加して、事業化状況等報告書の提出時に処分制限財産の使用状況を把握することとした。

イ　機構は、8年6月に、事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書に記載すべき各項目の要点等を整理したマニュアルを作成し、再構築支援事業に係るウェブサイトに掲載するなどして、事業主体に対して、事業再構築の事業化の状況を正確に報告する方法を周知するとともに、アのシステムに、事業主体が事業再構築の事業化の状況として計画新規事業のみの売上額等を報告しているかの確認を促す機能を追加するなどして、事業化状況等報告書における報告方法を見直した。

ウ　中小企業庁は、7年10月から8年7月までの間に、同庁、機構等による会議を定期的に開催することなどにより、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導及び助言を行った。

独立行政法人住宅金融支援機構

住宅融資保険勘定における政府出資金の規模について

（令和5年度決算検査報告518ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）等に基づき、住宅融資保険事業を実施しており、同事業の経理について、住宅融資保険勘定を設けて整理している。同事業において、機構は、民間の金融機関との間で住宅融資保険契約を締結して、当該金融機関から住宅ローン債権に係る保険料を受け取っている。また、機構は、平成21年度一般会計補正予算（第1号）による国からの出資金（以下「運用益型出資金」という。）を住宅融資保険勘定において保有し、その運用収益をもって、保険料率引下げの対象となる住宅ローン債権（以下「対象債権」という。）の保険料率を一律に0.20％まで引き下げるための費用（以下「保険料率引下げ費用」という。）を賄うこととしている。そして、機構は、運用益型出資金のうち不要となった額について、平成24年度に国庫に納付し、また、25、26両年度に機構の同一勘定内で保有している保有型出資金(注)に振り替えている（以下、運用益型出資金を保有型出資金に振り替えることを「勘定内振替」、運用益型出資金と保有型出資金を合わせて「運用益型出資金等」という。）。

しかし、機構において、27年度以降、運用益型出資金の規模の見直しを行っておらず、本院が将来見込まれる運用収益を令和6年度以降の想定運用利回りを用いて保守的に試算したところ、保険料率引下げ費用の累計額等を賄うために必要と認められる額以上の多額の運用益型出資金を保有していることになるなどの事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　対象債権の残高の減少に伴う保険料率引下げ費用や運用益型出資金等の運用の状況等を踏まえて、運用益型出資金の規模の見直しを行うこと。そして、機構による見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、保有型出資金の増額が必要となる場合には勘定内振替を行うこと、又は国庫への納付を行うこと

イ　アの運用益型出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

（注）　保有型出資金　　通常予測される範囲を超えるリスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応することを目的とする出資金

2　当局が講じた処置

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　住宅融資保険事業を確実に実施するには必要な運用収益を確実に確保することが必要であるとして、6年11月、7年6月及び同年11月に、運用益型出資金等のうち、その時点で運用利回りが確定したものに係る満期日までの運用収益の総額（以下「運用収益の確定額」という。）と、全ての対象債権の完済が見込まれるまでの保険料率引下げ費用の総額（以下「保険料率引下げ費用の総額」という。）を比較することにより、運用益型出資金の規模の検証を行った。そして、7年11月の検証の結果、運用収益の確定額が保険料率引下げ費用の総額を上回ったことから、運用益型出資金を運用している有価証券のうち8年9月に償還期限を迎えたもの（償還額計33億円）について、再運用を行わずに、同月に同額の勘定内振替を行った。また、今後償還期限を迎えるもの（同計589億余円）については、その都度償還額の勘定内振替又は国庫への納付を行うこととした。

イ　6年11月に、毎年度半期ごとに運用益型出資金の規模の検証を行い、その結果を踏まえた規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備した。